平成２２年（フ）第１９９５６号
神奈川県厚木市下川入１－１－103
債務者　土田　一樹
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９５８号
千葉県船橋市飯山満町２丁目404－25
債務者　中村　　潔
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９６５号
東京都葛飾区東金町５丁目26－７
債務者　藤井加代子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９６７号
東京都荒川区東尾久１丁目10－３
債務者　鈴木　孝始
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９７２号
東京都足立区中央本町２丁目13－１－816
債務者　大坪　　勉
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９７４号
東京都大田区大森西２丁目６－１－605
債務者　河野　史和
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９７７号
東京都北区赤羽北３丁目３－20－304　グリーンコーポ北赤羽Ⅱ
債務者　古川ジュリエット　ヴィリアロンこと
フルカワ　ジュリエット　ヴィリアロン
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９７９号
神奈川県大和市つきみ野１丁目５－２－112
債務者　佐藤　　愛
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９８０号
東京都北区上中里１丁目40－９－202
債務者　富谷　　忍
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９８１号
東京都北区上中里１丁目40－９－202
債務者　富谷加代子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９８２号
東京都足立区伊興１丁目16－５
債務者　床井　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９８３号
東京都練馬区南大泉１丁目19－16－205
債務者　長谷佑一郎
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９８４号
東京都狛江市猪方１丁目６－１　第１竹山荘203
債務者　伊藤　展世（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９８７号
東京都板橋区小豆沢１丁目７－13－503
債務者　竹内　一恵
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９８９号
東京都板橋区徳丸７丁目24－13－201
債務者　村山　亮太
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９９３号
東京都八王子市横川町871－７　サンハイムフジＡ棟101
債務者　山口　由子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部